

2016

Marine Bank

REPORT

Jf マリンバンク
北海道信漁連

●●● JFマリンバンクとは ●●●

「JFマリンバンク」とは、JFマリンバンク会員【信用事業を営む漁業協同組合等、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫】および全国漁業協同組合連合会がメンバーとなり、「マリンバンク安心システム」を運営する全国ネットの金融グループの名称です。

北海道におけるJFマリンバンク会員数は、信用事業実施漁協（JF）69、北海道信用漁業協同組合連合会1の合計70となっています。
（平成28年3月31日現在）

目次

● ごあいさつ	1
● 経営方針	2
● 経営環境・主な業績	3
● JFマリンバンクの取組み	5
● JFマリンバンクのネットワーク	6
● コンプライアンス態勢	7
● リスク管理態勢	8
● 金融ADR制度への対応	10
● 漁業者等の経営改善のための取組み	10
● 役員等の報酬体系	12
● 地域の活性化に関する取組み	13
● トピックス	14
● 事業の御案内	15
● 手数料一覧	18
● 当会の組織	19
● 沿革・歩み	20
● 資料編	21

○本誌は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

○計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

浜に生きる人たちの幸せのために



ごあいさつ

日頃よりJFマリンバンク北海道信漁連をご利用頂き、心よりお礼申し上げます。

当会は、北海道の漁協系統の一員として、昭和24年の設立以来、一貫して「浜に生きる人たちの幸せのために」を基本理念とし、協同運動の精神と報徳思想に根ざした事業展開を漁協と共に進め、歩んでまいりました。

これからも北海道の漁業振興と地域経済の一助となるよう、全力を尽くし努力していく所存であり、そのためにも、会員・利用者の皆様の信頼を得られるようJFマリンバンク基本方針の遵守を通じた「あんしん体制（信用事業安定運営責任体制）」を強固なものとし、今後とも健全で効率的な事業運営に努めてまいります。

また、平成28年度を初年度とする当会の第17次中期計画（平成30年度までの3ヵ年計画）においては、総合事業体での漁協信用事業運営を基本方針とし、信用事業が安定的に運営されるよう、本中期計画期間を業務運営体制の強化に向けた重点整備期間と位置づけ、そのために必要な施策を講じていく所存でございます。

当会の経営方針、業務内容、業務成績等を纏めた「マリンバンクレポート2016」を作成致しましたので、ご覧頂き、皆様の当会に対するご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

今後とも、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

代表理事会長 横内 武久

経営方針

当会は、自らが健全で効率的な事業運営を行うとともに、会員である北海道の漁業協同組合（以下、「漁協」といいます。）が抱える様々な経営課題に対応するための取組みとして「第17次中期計画（平成28年度からの3カ年計画）」を策定し、具体的な課題の解決に取り組んでおります。

また、当会においては、道内漁協に対する指導・支援・補完機能の更なる充実と会員還元の確保に努めてまいります。

◆ 第17次中期計画の基本方針

信用事業 運営体制

協同組合として組合員・地域と密接な信頼関係を築き、効率的かつ効果的な事業運営を行うため、経済事業・指導事業と金融事業の一体的機能を持つ総合事業体としての信用事業運営を基本とします。

連合会 機能発揮

道内の漁協信用事業が安定的に運営されるため、本中期計画期間を信用事業運営体制の強化に向けた重点整備期間と位置づけ、そのために必要な施策を講ずるとともに、会員還元の安定的確保を含めた連合会機能を最大限に発揮するための取組みを行ってまいります。

健全性・ 安全性維持

マリンバンク基本方針に基づく各種モニタリングや推進・相談等の日常業務を通じ、課題の早期発見による経営改善指導に努めてまいります。

また、単独での信用事業の継続が困難な場合には、合併・信用事業譲渡等により、貯金者保護体制の確保に万全を期してまいります。

信用事業の 更なる 機能強化

他県域での信用事業再編事例や新たな運営体制の動向を引き続き注視・検証し、道内信用事業の更なる機能強化に向けた検討を継続してまいります。

経済・金融環境

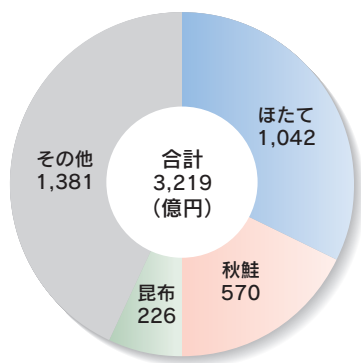
国内経済・金融環境につきましては、中国をはじめとする新興国の景気減速等により、円高・株安に転じたことや、日銀が初めてマイナス金利政策を導入する等、激変した1年となりました。

北海道の漁業環境

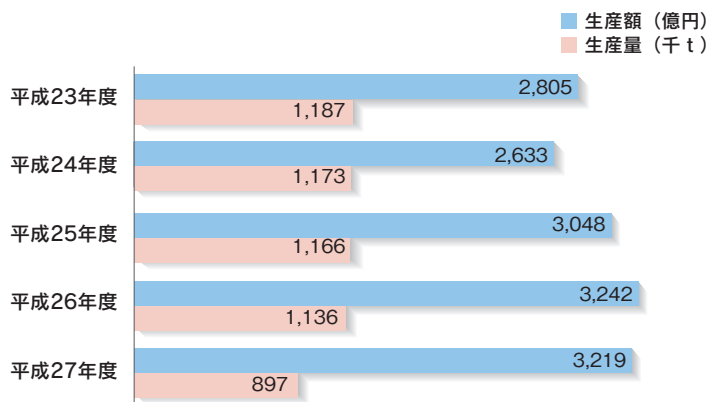
総体水揚につきましては、生産量が前年度を24万トン下回ったものの、魚価高を反映し、金額は前年並みの3,219億円となりました。

また、秋鮭は盛漁期の低気圧被害による影響が心配されましたが、数量・金額ともに前年度を上回る結果となりました。

道内漁協組合員の主要魚種別生産額



道内漁協組合員の漁業生産量及び生産額の推移



主な業績

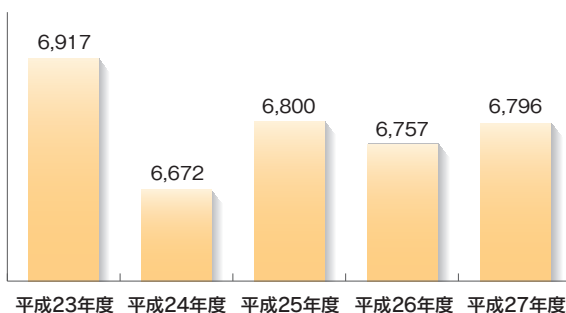
損益の状況

平成27年度収支は、漁協組合員・役職員、マリンバンク推進委員の皆さまのご理解とご協力により、経常利益16億7千8百万円、当期剰余金13億3千8百万円を計上致しました。

なお、当期剰余金から当会会員に対し、出資配当2億2千6百万円（配当率2.5%）及び事業分量配当4億3千万円を実施致しました。

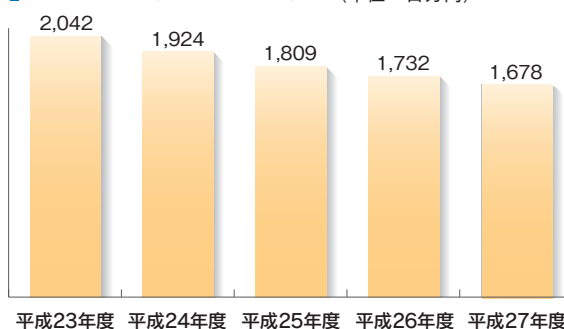
経常収益（単体ベース）

（単位：百万円）



経常利益（単体ベース）

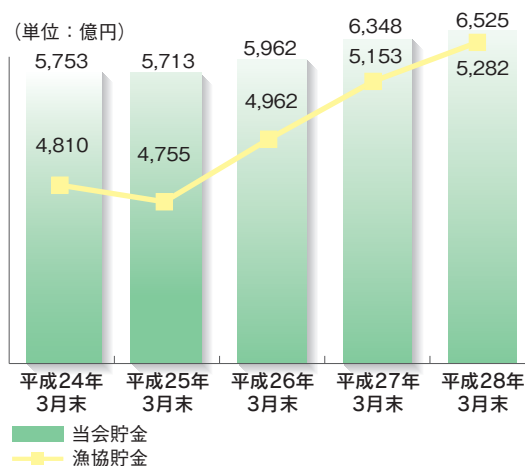
（単位：百万円）



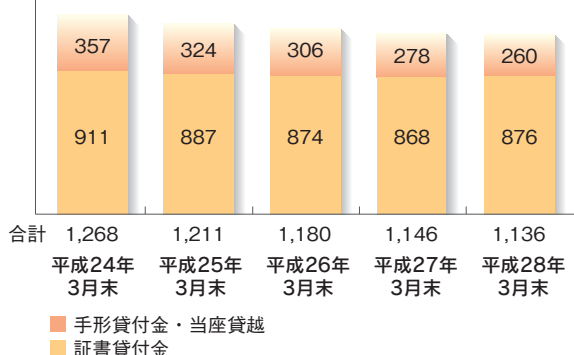
貯金

JFマリンバンクグループによる全国統一キャンペーンと一体となった特別貯蓄運動を展開した結果、「春・JF女性連ふれあい運動」と「第56回全道漁協みな貯金運動」において、過去最高の実績を上げることができました。

貯金残高は、平成28年3月末時点で6,525億円（前年対比+177億円）となりました。



(単位：億円)



貸出金

低気圧災害対策につきましては、被害の実態に即した本会プロパー資金の創設や、制度資金を含む災害対策資金の原資金利下げを行い、浜の負担軽減を図りました。

また、農林中央金庫の利子助成を活用した漁業近代化資金等の推進により、生産基盤の確立に必要な融資を行いました。

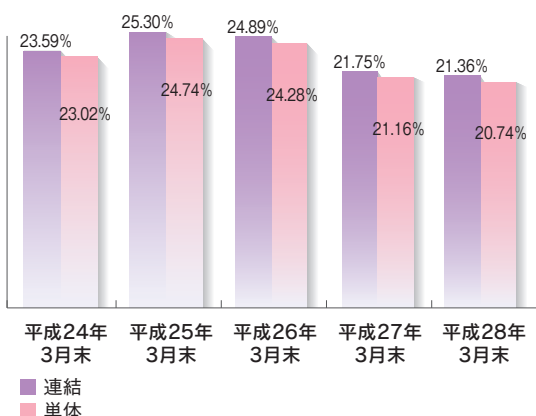
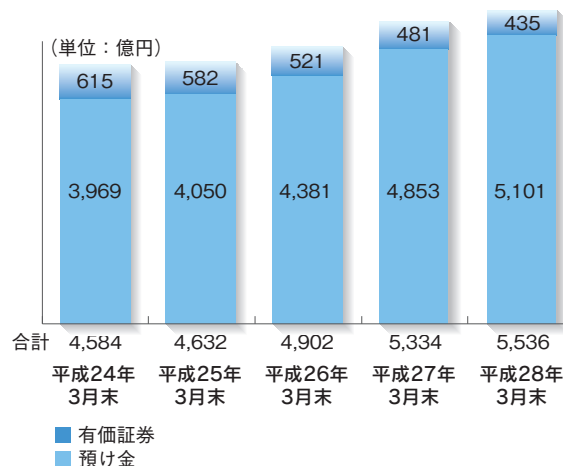
生活関連ローンにつきましては、懸賞付マイホームローンキャンペーン等の実施や、漁協独自企画に対する費用助成措置を継続し、推進体制の強化に努めました。

貸出金残高は、平成28年3月末時点で1,136億円（前年対比△10億円）となりました。

余裕金（預け金・有価証券）

金利リスク等に配慮しながら流動性及び利回りの確保を図り、効率的な余裕金の運用に努めました。

有価証券残高は、平成28年3月末時点で435億円（前年対比△46億円）となり、預け金残高は、5,101億円（前年対比+248億円）となりました。



自己資本比率

経営の健全性を確保するため、還流増資と内部留保に努めた結果、平成28年3月末における当会の自己資本比率は、連結ベース（連結子会社数2社）で21.36%、単体ベースで20.74%となりました。

JFマリンバンクの取組み ~利用者の皆さまの安心のために~

JFマリンバンクでは、改正再編強化法に基づき制定された「JFマリンバンク基本方針」の遵守を通じ、健全で効率的な信用事業を運営するための「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」の構築・強化に努めております。

また、JFマリンバンクは、貯金者保護の仕組みとして、国の公的な制度である「貯金保険制度」に加入しています。万一、JFマリンバンクが経営破綻し、貯金の払い戻しができなくなった場合などに、皆さまの貯金を一定の範囲内で保護します。なお、この仕組みは、銀行等が加入している「預金保険制度」と基本的に同じものです。

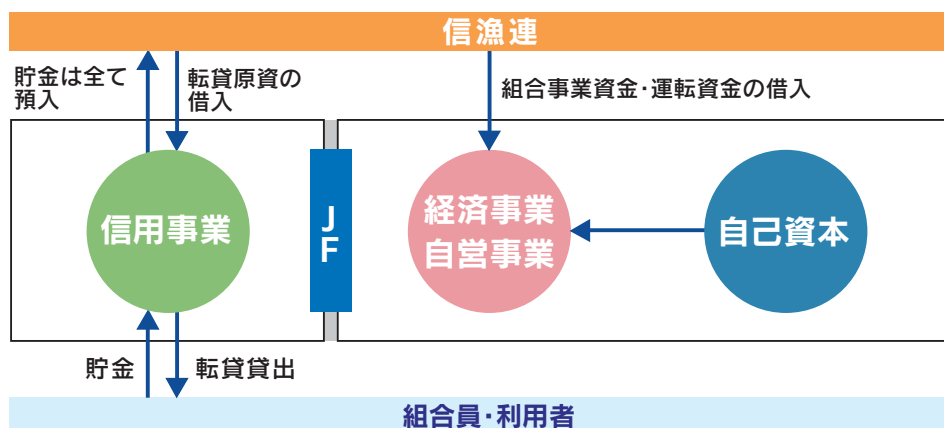
JFマリンバンク運営の仕組み



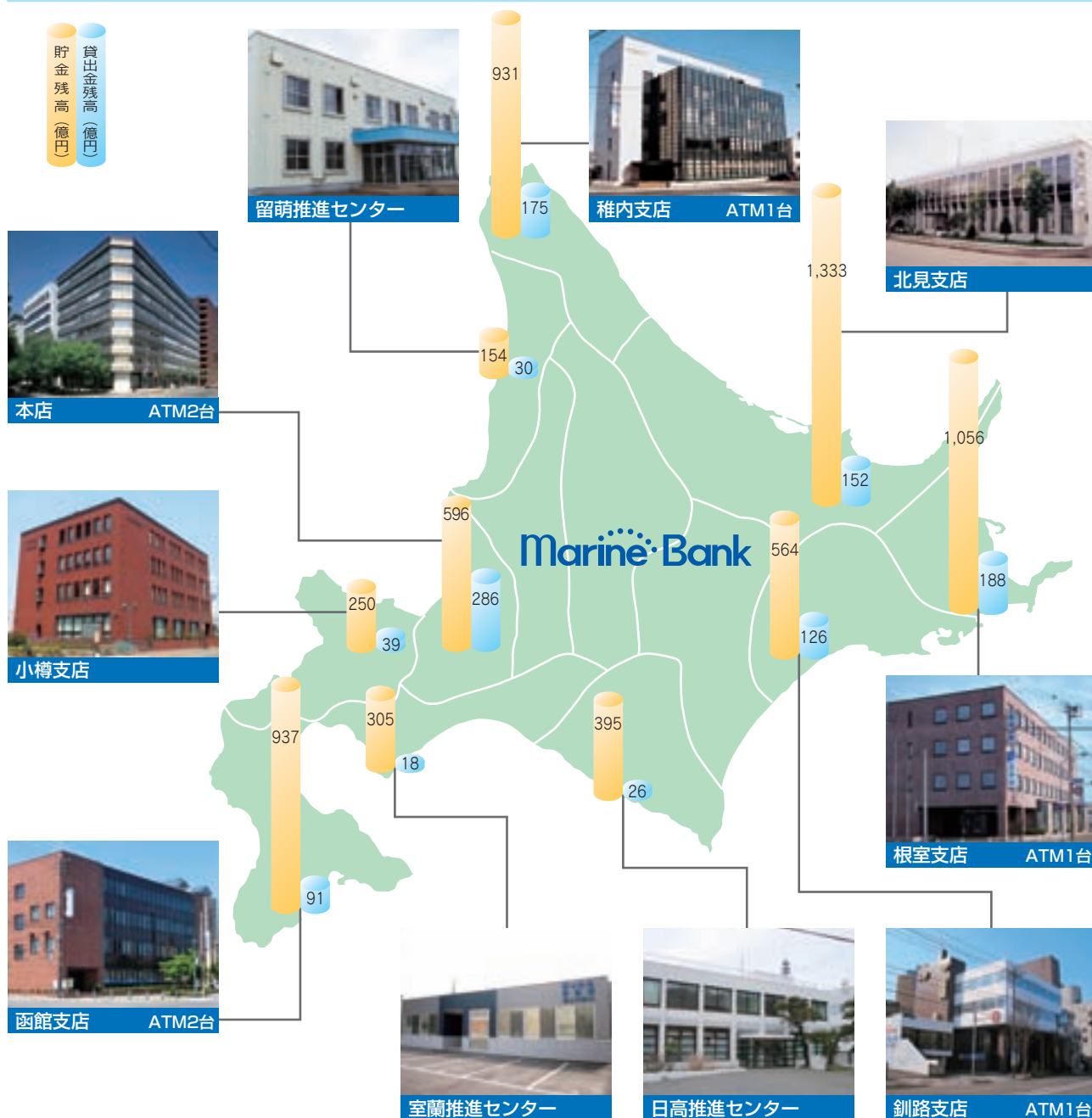
再預け転貸方式について

利用者の皆さまからお預かりした大切な貯金を適切に保護するため、JFマリンバンクの業務運営に信漁連が関与する仕組みを構築することで、信用事業にかかるリスク管理態勢を補強しております。

再預け転貸方式の基本モデル



JFマリンバンクのネットワーク (平成28年3月31日時点)



店舗一覧

店舗名	管轄漁協数	所在地	代表電話番号
本店	-	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	TEL(011)241-0261
小樽支店	8漁協	小樽市港町4番3号	TEL(0134)25-5131
函館支店	14漁協	函館市豊川町11番9号	TEL(0138)23-1237
室蘭推進センター	5漁協	室蘭市東町3丁目19番4号	TEL(0143)43-7111
日高推進センター	3漁協	浦河郡浦河町浜町浦河港埋立地	TEL(0146)22-2381
釧路支店	9漁協	釧路市南大通1丁目3番7号	TEL(0154)41-0275
根室支店	8漁協	根室市海岸町1丁目2番地	TEL(0153)22-3851
北見支店	10漁協	紋別市港町6丁目2番12号	TEL(0158)24-3178
稚内支店	9漁協	稚内市中央4丁目18番1号	TEL(0162)23-3932
留萌推進センター	3漁協	留萌市明元町5丁目15番地	TEL(0164)42-0587

※ 推進センターは、管轄漁協を中心とした貯蓄・融資推進や各種相談・指導等に特化した業務を行う当会の店舗であり、金融機関店舗としての窓口機能は有しておりません。なお、各センターにおける貯金・貸出金残高は、本店勘定の残高ではありますが、各管内に振り分けて表示しております。

※ 当会の業務(資金の貸付け、貯金等の受入れ、手形の割引、為替取引)に関する契約の締結の代理又は媒介を行う者(特定信用事業代理業者)はおりません。

※ 各店舗の貯金・貸出金残高(平成28年3月末時点)は、単位未満を切り捨てて表示しております。

コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

企業の遵法経営が強く求められる時代にあつて、特に信用を生命とする金融機関においては、より高いレベルでの遵法経営が求められております。

当会では、全役職員が例外なく守るべき基本原理である「倫理憲章」並びに遵守すべき法令等の解説などをまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。

また、各部門においては、コンプライアンス推進や教育研修活動に関する取組み事項として、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定、実践するとともに、原則半期ごとに会長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し、当会のコンプライアンス態勢全般に関する事項の検討・審議を行っております。

当会は、自らの基本的使命や社会的責任を果たし、社会からの信頼を確保していくために、役職員一人ひとりが不断の努力を行い、経営の健全性確保と透明性の高い組織風土の構築を目指しております。

倫理憲章の基本5原則

1. 当会の基本的使命と社会的責任

当会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識するとともに、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、会員・利用者並びに地域社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

創意と工夫を活かした質の高い金融サービス等の提供を行い、道内漁協系統信用事業を支援することにより連合会としての役割を十全に発揮していくとともに、地域経済・社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

水産業協同組合法や定款をはじめとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

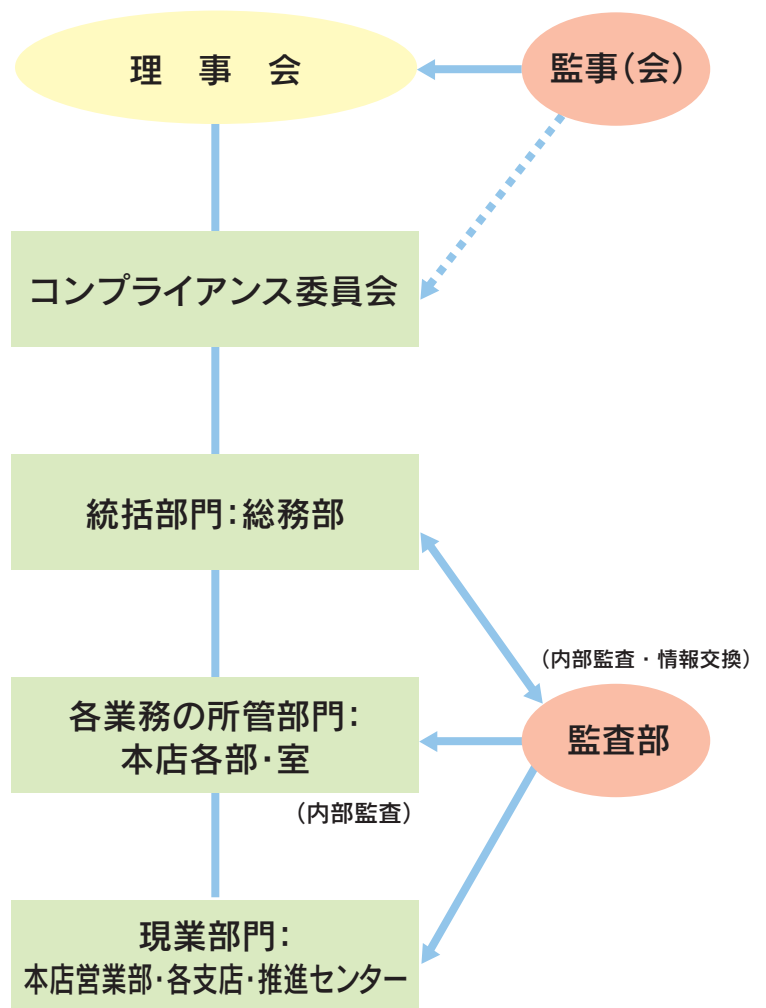
4. 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って、排除の姿勢を堅持する。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を構築する。

コンプライアンス態勢図



注) 統括部門(総務部)、各業務の所管部門(本店各部・室)、現業部門(各支店・推進センター)にコンプライアンス責任者・担当者を設置

リスク管理態勢

今日の金融機関は信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の様々なリスクを抱えており、その適切な管理の必要性がますます高まっております。

当会では、事業運営を計画的に遂行し、安定的な収益性の確保に努めるとともに、適切なリスク管理を図るため「リスク管理態勢の整備・確立にかかる基本方針」を定め、諸リスクごとのマニュアル類を整備し、リスクの種類に応じた適切な管理に努めております。

また、体制面では、独立した内部監査部門が行う内部監査（定例・随時）において、リスク管理態勢の適切性等の検証を行っております。

信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失（主に貸出金等の元本や利息の回収が困難となること。）し、損失を被るリスクのことです。

当会では、各業務規程に基づき日常の事務を遂行するとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努め、貸出審査にあたっては、「クレジットポリシー」、「審査の方針」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性等を十分に審査し、信用リスク管理を徹底しております。

また、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要領」等に基づき適正な資産査定を行っております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要素の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会では、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、「余裕金運用にかかるリスク管理要領」に基づく「資金運用協議会」を設置し、原則として月1回（必要に応じ随時）開催することにより、資金運用実績や運用方針・計画等の検討・協議を行い、安全性・流動性に留意した余裕金運用に努めております。

また、ALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況を総合的に管理しながら、資金の調達・運用の最適化を図っております。

流動性リスク管理・危機管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる等のため損失を被るリスク（資金繰りリスク）などをいいます。

「危機管理」とは、災害や犯罪などが発生した場合の適切な顧客対応の実施や早急な復旧・平常業務体制への復帰に向けた対応策を策定し、不測の事態に備えることです。

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達に関する資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、「事業継続計画」等を制定するほか、「不祥事対応・未然防止・流動性リスク対応マニュアル」を策定し、貯払資金手当を含む対応等の徹底に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクを除いたその他のリスク（事務リスク・システムリスク等）を「オペレーショナル・リスク」と認識し、日常の管理に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクの発生予防対応として、内部監査（年1回以上）、各部門・支店・推進センターにおける週1回以上の自主点検等を行っており、事故防止、事務能力向上に日々努めております。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、当会の本店・支店・推進センターを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しております。

個人情報保護に向けた取組み

当会は、会員等利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識しております。

個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）等に定められた義務を誠実に遵守します。

利益相反管理に向けた取組み

近年、金融・証券・保険業の垣根を越えた総合的なサービスの提供による業務の拡大、複雑化に伴い、利用者との取引において利益相反となる事例が発生しています。

これに伴い金融機関には、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引等の行為を単に禁止するのみではなく、行為を管理する体制を整備し、自己責任に基づき、これまで以上に厳しい規律付けをもって内部統制を行うことが求められています。

当会では、「利益相反管理方針」を定め、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するとともに業務運営の手続きを定めた内部規則として「利益相反管理規程」を定め、取引の特定・管理方法等、利益相反を一元的に管理しております。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めております。

金融ADR制度への対応

金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うために、金融ADR制度が導入されました。

同制度の導入にあわせて、当会では以下のとおり、苦情・紛争対応のための態勢を整えるとともに、JFマリンバンク相談所を通じた紛争解決のための枠組み等を設けています。

1. 苦情処理措置の内容について

当会においては、利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、ご相談・苦情等責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の解決に努めます。

受付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用致します。

2. 紛争解決措置の内容について

苦情などのお申し出については、当会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営改善のための取組み

中小漁業者等の事業実施に必要な資金需要に適切に対応するとともに、新規融資を含む積極的な資金供給に努めております。

また、より一層の適切かつ積極的な金融仲介機能発揮にも取り組んでおります。

1. 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置付けております。

また、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、金融円滑化の趣旨並びに「経営者保証に関するガイドライン」等を尊重した柔軟な対応に努めて参ります。

2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会は、前述の取組みを円滑に取り進めるため「金融円滑化にかかる基本方針」等の関係規程類の整備に加え、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」等を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

経営相談、経営改善のサポートを必要とされる漁業者等のみなさまに対しては、経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営に関する助言や必要に応じて関係機関と連携する等の支援について真摯に取り組んでおります。

貸出運営方針

当会は、漁業協同組合を基本構成員とする協同組織の金融機関として、漁協に金融上の便益を提供することによって、漁協とその構成員である漁業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命としております。

また、水産業の専門金融機関として、水産業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化等に寄与するよう取組んでおります。

与信の基本原則

当会は、漁協と一体となって組合員等利用者の金融ニーズに応え、また系統信用事業の安定性・健全性を維持しつつ、その資金の地域社会への還元を通して地域社会の発展に寄与するとともに、収益を所属団体等に還元することを重要な役割と認識し、貸出をはじめすべての与信にかかる基本原則等としてクレジットポリシーを定めております。与信を行うにあたっては、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとしています。

1. 法令等の遵守

水産業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や定款及び諸規定を遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。

2. 健全な与信

当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。

3. 与信の審査

取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。

4. 効果的な与信

取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。

5. 流動性の配慮

資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

役員等の報酬体系

役員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	70	18

(注1) 対象役員は、理事15名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

◇対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成27年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

地域の活性化に関する取組み

浜の活動を支える協同の心

当会は、水産業協同組合法の目的に基づき、協同組合運動を支える組織活動や教育活動に力を注ぎ、特に信用事業の発展に向け活動しているマリンバンク推進委員への研修・活動支援に努めております。さらに浜のリーダーの育成に力を注ぐとともに、漁協女性部・青年部活動にも積極的に参画することで人づくりと地域の活性化を進めております。



社会貢献活動（CSR）

海の子応援マリンちゃん定期契約実績の一定割合を社会貢献として、「海の子作品展」参加小中学校に図書カードを贈呈しました。

社会貢献額 423万円

対象学校数 141校



マリンバンク推進委員会

全道の浜には、協同運動に情熱をもった2,210名のマリンバンク推進委員がおり、貯蓄・融資の推進や浜の相談役として活躍しています。さらに、推進委員はさまざまな浜の声を漁協運営に反映させるため、常会活動も行っています。

マリン塾

次代の浜を担う推進委員、女性部、青年部を中心に、浜のリーダーを育成することを目的とし、平成8年より開催しております。



女性部・青年部

お魚殖やす植樹運動、浜のおかあさん料理教室や漁業の現場を紹介する出前授業など様々な活動を通じ、環境保全や魚食・食育の普及に努め、漁協事業を支えています。

女性部員数 7,638名

青年部員数 2,517名(北海道漁連調べ)

年金友の会

現在の基礎を築いてくれた先輩たちに感謝し、生きがいのある老後を送ってもらうのが友の会の大きな目的です。

友の会会員数

全道53漁協 86友の会 9,348名



協同運動を支える教育・組織活動にマリンバンク信漁連は大きな力を注いでいます。

トピックス

春・JF女性連 ふれあい運動の展開

平成27年6月

マリンバンク推進委員、女性部員による戸別訪問等を中心に推進活動を展開し、重点推進項目の積立貯金は過去最高となる29,086口（5千円／1口）の実績となりました。

また、女性部月掛貯金の取扱拡大にも力を入れており、平成27年度は、利用率が63.3%、運動期間中の月掛貯金純増額は94百万円の実績となりました。



第56回 全道漁協みな貯金運動の展開

平成27年9月～10月

「明日の幸せのために・・・感謝・希望・行動」を合言葉に、漁協に心と力を集め「組合員利用率の向上」と「地域に愛されるマリンバンク」を目指し運動を展開しました。

また、全道各浜でふれあいの集いを開催し、委員相互の連携を図り、運動の輪を広げた結果、マリンちゃん定期は過去最高となる176億円の実績となりました。



第49回 マリンバンク推進委員全道大会の開催

平成28年2月

全道のマリンバンク推進委員の相互研鑽とふれあいを深める機会として、第49回マリンバンク推進委員全道大会を2月16日に開催し、全道各地から約600名が参加しました。

仲間の体験発表やふれあいの集い、大相撲解説者の舞の海秀平氏による講演を行いました。



第49回 水産報徳全道大会の開催

平成28年3月

北海道水産報徳会（横内武久会長）は、浜への報徳思想普及のため、第49回水産報徳全道大会を3月4日、漁業関係者ら約150名を集め開催しました。

豊頃町郷土資料調査研究員の佐藤信勝氏が「二宮尊親の足跡から学ぶこと」と題して講演を行いました。

平成27年度 全道漁協トップセミナーの開催

平成28年3月

平成17年度から漁連と当会とで共同開催している「全道漁協トップセミナー」を3月4日に開催し、全道漁協の組合長をはじめ専務、参事等の幹部役職員約160名が参加しました。

講演では、(株)日本総合研究所 主席研究員 藻谷 浩介氏より、『里山資本主義 日本経済は「安心の原理」で動く』と題して大変有意義な内容の提言を頂きました。

事業の御案内

マリンバンクはどなたでもご利用いただける金融機関です。



キャッシュカード



カードローン



マリンカード(VISA)



マリンクレジット(VISA)

貯金業務

総合口座、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金をはじめとする各種貯金のほか、主に特別貯蓄運動時には、特典付き商品も御用意しております。

また、キャッシュサービスは、道内はもちろん全国のMICS提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用いただけます。

より安全に御利用いただくために、ICチップ搭載型キャッシュカードへの切り替えを推進しております。

融資業務

漁業関連融資をはじめ、地方公共団体や漁業の発展に寄与する企業向け融資、個人向け各種生活関連ローンなど、会員漁協とも連携した新規融資開拓と保証機関の活用等による健全な貸出しの伸張に積極的に取り組んでおります。

また、株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)や独立行政法人住宅金融支援機構などの受託貸付業務も取り扱いしております。

相談・研修・指導業務

「マリンバンクセミナー(漁協信用部職員研修制度)」を活用し、金融業務の高度化とコンプライアンス態勢の強化に対応するための漁協職員研修(通信研修受講・各種検定試験の受験・集合研修開催)を実施しております。

また、金融法務・税務・年金等の相談対応や実務研修会の開催等により、ライフプランの実現や人材育成に向けた取り組みを行っております。

有価証券業務

皆さまからお預かりした貯金の運用手段として、貸出金や農林中金への預け金に加え、国債など債券の保有を中心とした運用を行っております。

為替業務

当会窓口での内国為替業務(送金、振込、代金取立)のほか、道内漁協の為替事務センターとしての役割も担っております。

電算業務

当会本支店及び道内漁協の端末機から入力される各種取引は、専用回線を通じ、漁協システムの集中センターである全国漁協オンラインセンターにおいて正確・迅速な処理を行っております。

代金収納業務

NHK・電気・電話料金など各種公共料金の収納業務を行っております。

また、マリンカード、マリンクレジット(マリンバンクのクレジットカード)をはじめ各種クレジット御利用代金などの自動引落しも行っております。

貯金の種類

種類	期間	最低預入金	特色
当座貯金	定めなし	1円	
普通貯金	定めなし	1円	・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
納税準備貯金	定めなし	1円	・利息に所得税はかかりませんが、租税目的以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は課税されます。
貯蓄貯金	定めなし	1円	・マル優の取扱いができます。 ・スウィング機能があります。
決済用貯金	定めなし	1円	・貯金保険制度に基づき全額保護対象となります。 ・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 ・利息は付きませんので税金はかかりません。
通知貯金	7日以上	5万円	・個人のはマル優の取扱いができます。
スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円	・個人のはマル優の取扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
定期積金	6ヵ月以上 7年以内	100円	・普通貯金等からの自動振替による受入れができます。 ・個人の期間が6ヵ月以上のものは、総合口座の担保とすることができます。
積立定期貯金	継続式 定めなし 目標日指定1年以上10年以内	積立1回当たり 100円以上 300万円未満	・個人のはマル優の取扱いができます。 ・普通貯金からの自動振替による預入れができます。
期日指定定期貯金	3年	100円以上 300万円未満	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
変動金利定期貯金	定型方式1、2、3年 満期日指定1年超3年未満 複利方式3年	100円	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
譲渡性貯金	定型方式1、3、6ヵ月、1年 満期日指定1ヵ月超2年未満	1,000万円	・お預かりは一括預かりとし、法人のお客さま限定といたします。

(注)マル優を御利用できる方は、①遺族基礎年金を受けている方②寡婦年金を受けている方
③身体障害者手帳の交付を受けている方などです。御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。
(注)貯金に関しては、貯金規定集の内容を御確認いただき、御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

貸出金の種類

種類	資金使途	期間	貸付限度
共済ローン	普通厚生共済等の一括前払い資金	プロパー：20年以内	プロパー：個人200万円以内 法人1,000万円以内
マイカーローン	自家用車関連の一切の費用、ディーラー等 資金の乗替	プロパー：7年以内 ジャックス保証：6ヵ月以上8年以内	プロパー：500万円以内 ジャックス保証：10万円以上500万円以内
フレンドローン(定期積金契約貸付)	プロパー：特に制限しない ジャックス保証：資金使途が確認でき、耐久消費財 購入等の健全な資金	プロパー：担保定積の満期日の範囲内 ジャックス保証：担保定期積金の満期日の 範囲内で6ヵ月以上7年以内	プロパー：担保定期積金の給付契約額の90% 以内かつ200万円を限度とする。 ジャックス保証：10万円以上300万円以内
マイホームローン	住宅関連資金	プロパー：35年以内 全国保証：2年以上35年以内 KHL保証：3年以上35年以内	プロパー：5,000万円以内 全国保証：100万円以上5,000万円以内 KHL保証：10万円以上5,000万円以内
リフォームローン	①住宅の増改築、住宅設備機器購入 ②バリアフリー工事、介護機器購入 ③省エネ設備購入、耐震強化工事等	ジャックス保証：6ヵ月以上15年以内	ジャックス保証：10万円以上1,000万円以内 (但し、自営業者は700万円以内)
無担保住宅借換ローン	住宅支援機構等公的及び民間住宅ローンの 借換費用	ジャックス保証：6ヵ月以上20年以内 (但し、借換対象ローンの残存期間+3年を 上限とする)	ジャックス保証：50万円以上1,000万円以内 (但し、借換対象ローンの残高を上限とする)
教育ローン	①入学金等納付費用、受験、教材費、入学に伴う旅費等 ②敷金・権利金等の居住費用等 ※ジャックス保証は月々の住宅代等および新型教育 ローン乗換は保証外	プロパー：6ヵ月+基準就学期間+5年以内 (但し新型教育ローン乗換は5年以内) ジャックス保証：6ヵ月以上13年以内 (元金据置期間を含む)	プロパー：500万円以内 ジャックス保証：10万円以上500万円以内
新型教育ローン(当座貸越とのセット)	入学金等納付費用、教材費、住居代等の生活費等	プロパー：6ヵ月+就学期間	500万円以内
フリーローン	使途自由	プロパー：5年以内	プロパー：50万円以内
不動産ローン	不動産取得、アパート・民宿経営等資金	プロパー：35年以内	プロパー：5,000万円以内
会員権等購入ローン	各種会員権等の購入資金	プロパー：10年以内	プロパー：1,000万円以内 但し、借入時の当該会員権相場の90%に購入 諸費用を加えた額以内
ワイドローン	プロパー：特定の資金用途を有し、本会が認める 生活関連資金 ジャックス保証：資金使途が確認でき、耐久消費財 購入等の健全な資金	プロパー：10年以内 ジャックス保証：6ヵ月以上7年以内	プロパー：500万円以内 ジャックス保証：10万円以上300万円以内
介護ローン	介護用品、介護機器の購入及び設置費用 介護関連設備・住宅改築費、入所一時金等	プロパー：7年以内 ジャックス保証：6ヵ月以上7年以内	プロパー：300万円以内 ジャックス保証：10万円以上300万円以内
カードローン	使途自由	プロパー・ジャックス保証：1年以内 (自動更新可)	プロパー、ジャックス保証：30万円以上50万円以内

口
一
ン
(当会員外者向け)

種類	資金使途	期間	貸付限度
漁業近代化資金	1号資金 漁船建造・取得又は改造	20年以内 (木船9年以内、機器単独取得10年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・20t以上漁船資金借受者 3億6,000万円 ・水産養殖業者(法人) 1億8,000万円 ・20t未満漁船資金借受者、漁船漁業者、生産組合、漁業法人、水産加工業者(個人、法人)、水産養殖業者(個人)など 9,000万円 ・漁業(20t未満)、養殖業又は水産加工業のいずれか2つ以上営む者 1億5,000万円 ・上記以外の個人 1,800万円 ・漁協(生産組合除く) 12億円 ・農林水産大臣が承認した場合はその承認額 ・初度的経営資金 1,500万円 ・漁村給排水施設資金 1,200万円 ・特定漁家住宅資金 1,800万円 ・漁家民宿施設 4,000万円
	2号資金 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船等油水供給施設など	個人施設15年以内 共同施設20年以内	
	3号資金 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用器具など	個人施設7年以内 共同施設10年以内	
	4号資金 漁具、又は養殖用筏その他農林水産大臣が定めるもの	5年以内(大型定置網10年以内)	
	5号資金 水産動植物の種苗の購入又は育成 ・生育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの(指定水産動植物) ・知事が指定するもの(養殖・増殖に係るもの)	5年以内	
	6号資金 有線放送施設、有線放送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設など	20年以内	
	7号資金 1～6号以外で農林水産大臣の指定する資金	漁村給排水施設、特定漁家住宅、労働力確保は15年以内、初度的経営資金は5年以内、その他は12年以内、共同施設は15年以内	
漁業振興資金	一般資金 漁業者の着業資金、資源管理型漁業の促進・省経費型漁業への移行などに要する経費、経営安定型漁業の確立に要するもの 特別資金 災害対策に要する経費	1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一般資金 500万円 (特認限度は800万円、但し秋鮭定置は2,000万円) ・特別資金 500万円
水産加工振興資金	原魚・加工資材共同購入・製品共同販売秋鮭加工促進・ほたてが加工促進資金	1年以内	1対象者当たり 7,000万円 1対象者当たり 1億2,000万円 ※上記限度額は平残額
漁業経営維持安定資金	漁業経営の維持が困難になっている中小漁業者の再建を図るため、債務の整理を行うのに要する資金	10年以内(特認15年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 漁船 30t未満 4,000万円 養殖漁業を主とする 4,000万円 30～50t未満 7,000万円 大型定置漁業 8,000万円 50～100t未満 1億2,000万円 小型定置漁業 4,000万円 100～200t未満 1億5,000万円 200～500t未満 2億4,000万円 500t以上 4億円
漁業経営改善促進資金	漁業経営改善計画の達成に必要な運転資金(但し、既借入金の借換えは含まない)	1年以内	操業形態、経営規模等に応じ設定 (1隻当たり3,000万円～1億9,000万円)
漁業経営再建資金	漁業経営が困難になっている中小漁業者に対する経営安定を図るための資金	10年以内(特認15年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 30t未満 7,200万円 30t以上 総トン数×240万円 (但し、8億円を限度額とする) (大中型まき網漁業を営む者については11億円)

商品・サービスの御案内

多様化するお客様のニーズにこたえるため、マリバンクの特性を生かした、きめ細かなサービスを提供しております。

給与振込	給料やボーナスが会社などから直接お客様の貯金口座に振り込まれます。
各種年金のお受取り	国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合金などがお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動振替	電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ国税、道税、高校授業料、国民年金掛金などお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
キャッシュサービス	全国漁協・信漁連のキャッシュカードのほか「MICS全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関やゆうちょ銀行のキャッシュカードも御利用できます。 また、全国漁協・信漁連のキャッシュカードは、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用頂けます。
クレジットカード	マリバンクの「VISAマリンカード」、「マリンクレジットカード」はショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つで、国内はもちろん海外の加盟店でも御利用頂ける便利なカードです。
デビットカードサービス	ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお手持ちのキャッシュカードを使い、貯金残高の範囲内で買い物ができます。
JFマリンネットバンク	インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが原則24時間365日いつでも御利用可能です。また、マルチペイメントネットワークサービスによる料金等の収納(ペイジー)も取扱しております。

※各サービスにつきまして御不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。
 ※自動振替サービスのうちクレジット会社によってはお取扱できないものもあります。
 ※クレジットカードを御利用の際は、カード発行会社による入会審査があります。
 ※JFマリンネットバンクを御利用の際は、最寄の当会店舗に一度御来店していただく必要があります。

手数料一覧

為替に関する手数料

(注)以下の手数料には消費税(8%)が含まれております。

項目・区分		当会同一店宛	当会本支店宛	他行宛		
振込 手数料	窓口利用	3万円未満	216円	216円	540円	
		3万円以上	432円	432円	756円	
	自動機 利用	現金	3万円未満	108円	108円	432円
			3万円以上	324円	324円	648円
	自動機 利用	キャッシュカード 利用	3万円未満	108円	108円	324円
			3万円以上	216円	216円	486円
	JFマリネットバンク (インターネットバンキング) 利用	3万円未満	無料	108円	324円	
		3万円以上	無料	216円	486円	
送金手数料(1件につき)		432円		648円		
代金取立手数料(1件につき)		(普通)432円 (至急)864円		(普通)648円 (至急)1,080円		

両替業務手数料・大量硬貨入金手数料

合計枚数	手数料
1~100枚 (大量硬貨入金:1~300枚)	無料
101~1,000枚 (大量硬貨入金:301~1,000枚)	324円
1,001~2,000枚	540円
2,001枚以上	上記金額に1,000枚毎に 216円を加算

(注1)両替業務の枚数は硬貨・紙幣の合計となります。
 (注2)左記手数料は、ご集金(ご集配)分も対象となります。
 (注3)下記の両替につきましては、無料となります。
 ①両替機での両替 ②記念硬貨の交換
 (注4)入金口座を当座性貯金とするものが徴収の対象となります。

融資関係手数料

項目	区分	手数料
全額繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件1件につき	5,400円
一部繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件 1件における1回の取扱につき	3,240円
貸出条件変更	当初貸出期間1年以上のご融資案件における ・金利条件のご変更 ・借主様・保証人様のご変更 ・担保条件・物件のご変更 ・返済期間の延長 など	5,400円 返済期間延長 の場合は 10,800円

(注1)複数の資金について条件変更等をされる場合は、資金毎に左記手数料を申受けます。
 (注2)同一の資金について複数の条件変更等をされる場合は、同時にお申出をいただいた場合に限り、より高い方のみの左記手数料を申受けます。

その他諸手数料

項目	区分	手数料
通帳・証書・ICキャッシュカードの 再発行手数料	1枚(1冊) につき	1,080円
自己宛小切手発行手数料	1通につき	540円
残高証明書発行手数料	1通につき	324円

(注1)通帳・証書・キャッシュカードの再発行については、盗難・災害・婚姻等による名義変更、故意ではない破損等は原則として手数料を徴収しません。

当会の組織

会 員

	平成27年3月末	平成28年3月末
正会員	81	81
准会員	14	14
計	95	95

役員状況 (平成28年3月末現在)

役職名	常勤 非常勤	勤の別	氏名	備考
代表理事会長	非常勤	勤	横内 武久	員外
代表理事副会長	非常勤	勤	末岡 俊一	
副会長理事	非常勤	勤	松居 賢一	
代表理事専務	非常勤	勤	中澤 圭一	員外
代表理事常務	非常勤	勤	大藤 幸一	員外
理 事	非常勤	勤	池原 誠信	
〃	非常勤	勤	齊藤 吉	
〃	非常勤	勤	室村 川	
〃	非常勤	勤	梶川 博	

役職名	常勤 非常勤	勤の別	氏名	備考
理 事	非常勤	勤	亀田 元教	
〃	非常勤	勤	石本 武忠	
〃	非常勤	勤	須永 幸	
〃	非常勤	勤	山田 徹雄	
〃	非常勤	勤	山田 邦	
常任監事	非常勤	勤	宮下 晃一	員外
監 事	非常勤	勤	柴田 新一	
〃	非常勤	勤	秋森 美智世	員外
〃	非常勤	勤	吉原	

※監事 秋森新二は平成28年4月27日 代表監事就任

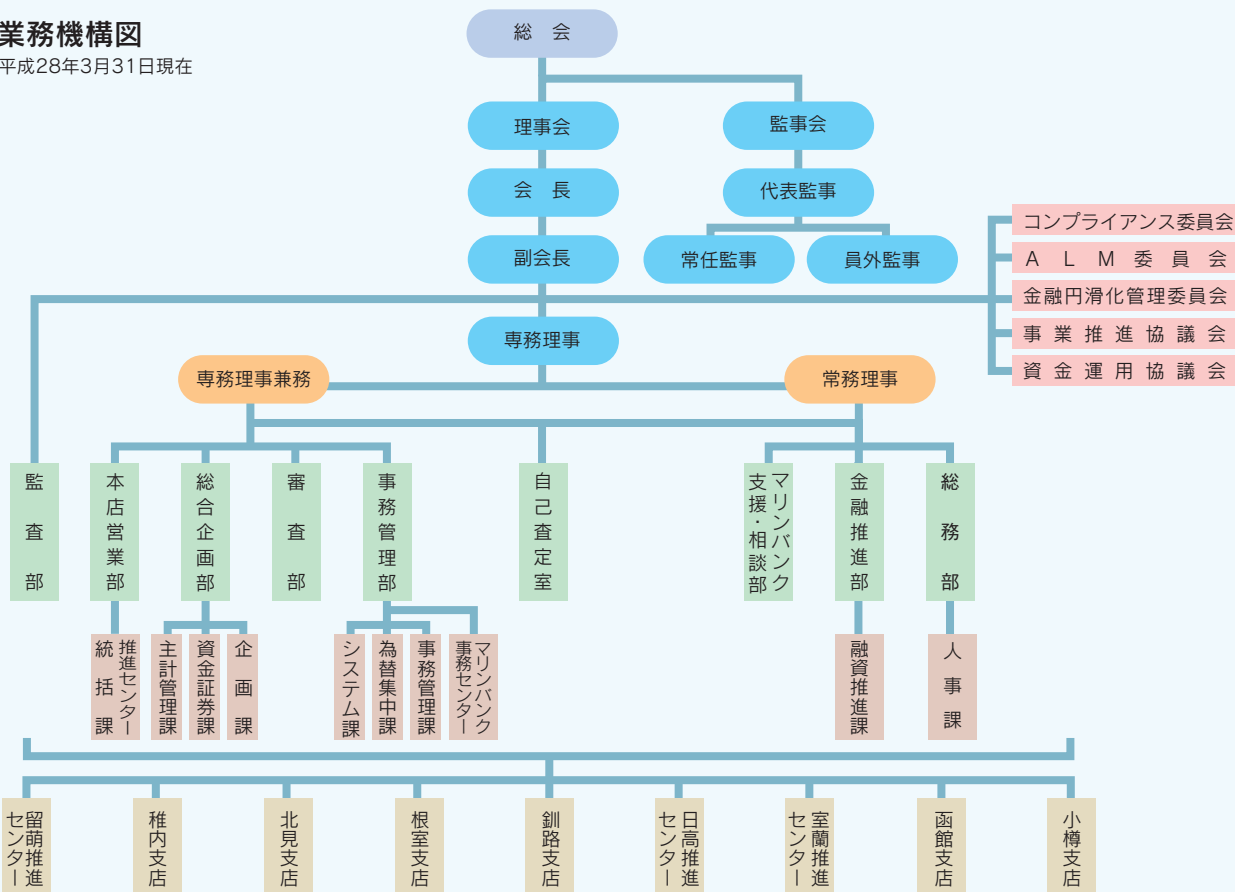
職員状況

(単位：人)

区 分	平成27年3月末	本年度増加	本年度減少	平成28年3月末
参 事	4	0	0	4
男 性 職 員	83	5	7	81
女 性 職 員	60	3	7	56
嘱託・常よう人	8	9	2	15
合 計 (うち出向者)	155 (7)	17 (4)	16 (2)	156 (9)

業務機構図

平成28年3月31日現在



沿革・歩み

- 昭和24年(1949) 10月 北海道信用漁業協同組合連合会設立(会員122漁協、役員27名、職員34名)
- 昭和32年(1957) 10月 第1回1日皆貯金運動実施
- 昭和34年(1959) 12月 農林中央金庫の業務代理開始
- 昭和37年(1962) 2月 第1回漁協貯蓄推進実行委員全道大会開催
- 昭和38年(1963) 9月 農林漁業金融金庫の業務代理開始
- 昭和40年(1965) 6月 住宅金融金庫の業務代理開始
- 昭和45年(1970) 1月 北海道収納代理店指定金融機関認可(本会本支所11店舗、漁協62店舗)
- 昭和47年(1972) 11月 全国漁協信用事業相互援助基金の加入契約
- 昭和49年(1974) 6月 稚内EDPS推進センター開所により管内7単協とのオンラインシステム完成
- 昭和54年(1979) 2月 全国銀行データ通信システム加盟により為替オンラインシステム稼働
- 昭和57年(1982) 2月 貯金オンラインシステム稼働
- 昭和60年(1985) 9月 CD(現金自動支払機)設置
- 平成元年(1989) 11月 全道漁協オンラインシステム開通
- 平成2年(1990) 8月 (株)北海道エムピーエス設立(子会社)
- 平成2年(1990) 10月 HCS(北海道キャッシュサービス)提携開始
- 平成2年(1990) 10月 本店・支店へ呼称変更
- 平成5年(1993) 11月 全国漁協貯金ネットサービス開始
- 平成8年(1996) 5月 第3次オンラインシステム稼働



- 平成9年(1997) 5月 農協系統貯金ネット提携開始
- 平成10年(1998) 10月 MICS(全国キャッシュサービス)提携開始
- 平成11年(1999) 6月 中小企業信用保証制度加入
- 平成12年(2000) 5月 郵貯とのCD・ATM提携開始
- 平成13年(2001) 7月 デビットカード取扱開始
- 平成13年(2001) 11月 (株)北海道エムピーエス(子会社)を(株)北海道マリンバンクサービスに名称変更
- 平成14年(2002) 7月 JFマリンネットバンク開始
- 平成14年(2002) 12月 北海道マリンバンク保証(株)設立(子会社)
- 平成16年(2004) 1月 全国漁協オンラインシステムとの統合
- 平成16年(2004) 1月 マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
- 平成16年(2004) 12月 決済用貯金取扱開始
- 平成17年(2005) 11月 セブン銀行とのATM提携開始
- 平成19年(2007) 5月 留萌支店を推進センター化
- 平成20年(2008) 5月 室蘭支店・日高支店を推進センター化
- 平成21年(2009) 6月~12月 第50回全道漁協みな貯金運動の展開
- 平成22年(2010) 3月 北海道マリンバンク保証(株)(子会社)を初期の目的達成のため解散
- 平成24年(2012) 11月 マリンバンク事務センター設立・漁協為替OCRシステム稼働
- 平成25年(2013) 6月 KHL(協同住宅ローン(株))保証付住宅ローンの取扱開始
- 平成25年(2013) 11月 コンビニATM2社(ローソン・E-net)との提携開始
- 平成27年(2015) 3月 年度末初の貯金残高6千億円を達成